

# 人材開発支援助成金を利用しやすくするため 令和6年4月1日から制度の見直しを行いました

## 「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、令和6年4月1日から見直される主な内容についてご紹介しています。

| 訓練コース名           | 対象訓練                                   | 各コースの見直し         | コース共通の見直し    |
|------------------|----------------------------------------|------------------|--------------|
| 人への投資促進コース       | 高度デジタル人材の育成のための訓練や労働者が自発的に受講した訓練など     | 1 長期教育訓練休暇制度の拡充  | 5 添付書類の簡素化など |
|                  |                                        | 2 自発的職業能力開発訓練の拡充 |              |
|                  |                                        | 3 高度デジタル人材訓練の拡充  |              |
| 人材育成支援コース        | 10時間以上のOFF-JTによる訓練やOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練 | 4 添付書類の簡素化       |              |
| 事業展開等リスティング支援コース | 事業展開やDX等に伴い新たな分野で必要となる知識などを習得させるための訓練  |                  |              |

### 1 人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）の拡充

- ① 日単位の休暇取得に加え、**時間単位の休暇取得も助成対象**としました。
- ② 休暇取得について「10日以上連続とし、1回は30日以上連続して取得すること」を要件としていましたが、「**1日単位の休暇を10日以上連続で1回以上取得し、合計30日以上取得すること**」としました。
- ③ 有給の場合に助成される賃金助成について、次の表のとおり拡充しました。

|      | 現行       |      | 令和6年4月～         |                  |
|------|----------|------|-----------------|------------------|
|      | 賃金助成     | 上限日数 | 賃金助成            | 上限時間数            |
| 中小企業 | 6,000円/日 | 150日 | <b>960円/時※1</b> | <b>1,600時間※2</b> |
| 大企業  |          |      | 760円/時          | 1,200時間          |

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充 ※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

### 2 人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）の拡充

- ① 訓練時間数要件について、「20時間以上」から「**10時間以上**」としました。
- ② 助成対象訓練の内容について、「**職務関連以外の訓練**」も助成対象としました。



### 3 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）の拡充

対象となる訓練に、「DX推進スキル標準（DSS-P）」（※3）においてレベル3及び4となるものであって、「DX推進スキル標準（DSS-P）と認定試験・資格とのマップ」（※4）に掲載されている認定試験・資格の取得を目標とする訓練を追加するとともに、当該認定試験・資格の受験料も助成対象（※5）としました。

※3 経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により策定された、DXを推進する人材の役割や習得すべきスキルの指標のことをいう。DX推進スキル標準（DSS-P）について（IPAのHP）：

[https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about\\_dss-p.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/skill-standard/dss/about_dss-p.html)

※4 NPO法人スキル標準ユーザー協会により直近公表されているマップをいう。協会のHP：<https://www.ssug.jp/>

※5 人への投資促進コースの成長分野等人材訓練でも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル3、4が助成対象になります。また、人への投資促進コースの情報技術分野認定実習併用職業訓練及び事業展開等リスキリング支援コースでも「DX推進スキル標準（DSS-P）」レベル2、3、4の資格試験の受験料が助成対象となります。ただし、資格試験は原則として訓練修了後6か月以内に受験する必要がある、一の訓練実施計画届につき1回まで助成対象となります。

### 4 人材育成支援コースの申請書類の簡素化

- ① 人材育成支援コースの計画届提出時に必要であった「対象労働者（有期契約労働者等）に関する確認書（様式第17号）」を廃止し、「職業訓練実施計画届（様式第1-1号）」の様式内の記載事項に統合しました。
- ② 定期的なキャリアコンサルティングの実施について事業内職業能力開発計画等で定めていることを確認するための書類の提出が不要になりました（個別に労働局長から規定のある文書の提出を求める場合があります。また、実地調査時は原本を確認します。）。

### 5 コース共通の見直し

- ① 公共職業能力開発施設など特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、当該訓練機関を修了等していることが確認できれば、「実訓練時間数の8割以上の受講」の要件を満たしたとみなすこととしました。
- ② OFF-JTとOJTを組み合わせて実施する訓練の支給申請時に必要であった「OJT実施状況報告書」と「OJT訓練日誌」の2つの様式を「OJT実施状況報告書（OJT訓練日誌）」に統合しました。
- ③ 特定の訓練機関（※6）が実施する訓練の場合、支給申請時に必要であった「訓練で使用した教材の目次の写し」の提出が不要になりました。
- ④ OFF-JTを在宅・サテライトオフィス等においてeラーニング、通信制又は同時双方向型の通信訓練により実施する場合、テレワーク勤務を制度として導入し、当該制度を労働協約、就業規則等に規定していることがわかる書類の提出が必要になります。
- ⑤ eラーニング・通信制による訓練について、実施場所を変更する場合は、当初計画していた訓練実施日又は変更後の訓練実施日のいずれか早い方の前日までに変更届の提出が必要となりました。
- ⑥ 令和6年3月に創設された「団体等検定」（※7）の受検料等を助成対象としました。

※6 公共職業能力開発施設、認定職業訓練施設（認定職業訓練を行う場合に限る。）、学校教育法に規定する大学、大学院、専修学校もしくは各種学校、中小企業大学校又は専門実践教育訓練等の講座指定を受けた訓練機関（専門実践教育訓練等の指定講座を行う場合に限る。）

※7 団体等検定制度について（厚生労働省のHP）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/ability\\_skill/dantaitou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/dantaitou/index.html)

※人材開発支援助成金としては、訓練講座への厚生労働省からの認定行為等はありません。

※本リーフレットに記載の内容以外にも、助成の要件がありますので、詳しくは下記のURLからホームページをご覧ください。[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)